承認第２号

資料１

専決処分の承認を求めることについて

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和７年６月２日提出

富里市長　　五十嵐　　博　文

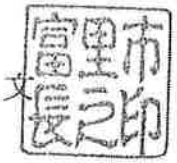
写

専　決　処　分　書

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和７年３月３１日

富里市長　　五十嵐　　博　文



富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月３１日

富里市長　　五十嵐　　博　文

条例第１５号

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険税条例（昭和４３年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２４条第１項第２号中「２９万５千円」を「３０万５千円」に改め、同項第３号中「５４万５千円」を「５６万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第２号

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
（国民健康保険税の減額） 第24条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　（略） （２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき30万５千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ　（略） （３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～エ　（略） ２・３　（略） 附　則 （施行期日） １　この条例は、令和７年４月１日から施行する。	（国民健康保険税の減額） 第24条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　（略） （２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき29万５千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ　（略） （３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき54万５千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～エ　（略） ２・３　（略）

改正後	改正前
（適用区分） 2　改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	

承認第２号

専決処分の承認を求めることについて（富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（概要）

１　改正理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第１１９号）が令和７年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されることとなったため、本条例にも改正を行う必要が生じたことから、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により令和７年３月３１日に専決処分を行ったものです。

２　改正内容

被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を２９万５千円から３０万５千円に改めるとともに、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を５４万５千円から５６万円に改めます。

○軽減対象所得額

５割軽減

改正後	改正前
４３万円＋（３０万５千円×被保険者数）＋１０万円×（給与所得者等の数－１）	４３万円＋（２９万５千円×被保険者数）＋１０万円×（給与所得者等の数－１）

２割軽減

改正後	改正前
４３万円＋（５６万円×被保険者数）＋１０万円×（給与所得者等の数－１）	４３万円＋（５４万５千円×被保険者数）＋１０万円×（給与所得者等の数－１）

※　７割軽減については、変更なし

３　施行期日

令和７年４月１日

５割軽減（第２４条関係）

被保険者数	改正後（所得額）	改正前（所得額）
１人	７３５，０００円	７２５，０００円
２人	１，１４０，０００円	１，１２０，０００円
３人	１，５４５，０００円	１，５１５，０００円
４人	１，９５０，０００円	１，９１０，０００円
５人	２，３５５，０００円	２，３０５，０００円

２割軽減（第２４条関係）

被保険者数	改正後（所得額）	改正前（所得額）
１人	９９０，０００円	９７５，０００円
２人	１，６５０，０００円	１，６２０，０００円
３人	２，３１０，０００円	２，２６５，０００円
４人	２，９７０，０００円	２，９１０，０００円
５人	３，６３０，０００円	３，５５５，０００円

改正による影響見込み　※令和７年３月末時点で試算（単位：人・世帯・千円）

	改正後		改正前		差引増減		
	５割軽減	２割軽減	５割軽減	２割軽減	５割軽減	２割軽減	合計
被保険者数	1,586	1,454	1,516	1,457	70	△3	67
世帯数	859	771	826	764	33	7	40
均等割額	22,718	8,287	21,735	8,302	983	△15	967
平等割額	12,885	4,626	12,390	4,584	495	42	537

※軽減対象外から２割軽減対象となる　⇒　６７人（４０世帯）
※２割軽減から５割軽減となる　⇒　７０人（３３世帯）
※影響見込額　均等割額は約９６７千円　平等割額は約５３７千円
合計約１，５０４千円の軽減額が増となる見込みです。